

## 東京オリンピックに向けて（1950～1964） その5

### 《1961年、「東京都市計画河川下水道調査特別委員会」の報告、水資源開発促進法の制定》

オリンピックに向けた水循環行政の動きは、交通インフラに3年遅れて、1961年（昭和36）に始動します。

まず、1961年（昭和36）10月17日、東京都市計画河川調査特別委員会（注1）から報告書が都知事に出されます。「36答申」或いは「36協定」といわれる報告書です。

その内容は、雨と下水を一緒に収集する合流式下水道（注2）ができると、雨を流す河川は不要ということから、中小河川の一部（注3）を下水道区域に転換するというものでした。

この決定により、河川行政と下水道行政の分担区域が明確となり、翌1962年（昭和36）、東京都下水道局が、水道局から分離独立し、合流式下水道の整備に拍車がかかります。

そしてオリンピック開催までに、渋谷川の上流やその支川の河骨川（こうほねかわ）は、下水道に転換され、暗渠化されました。「春の小川」と歌われた河骨川はその痕跡すらなく、渋谷川は道路となりました。

さて「36答申」は、合流式下水道の整備を促進するために出されたもので、豊富な地下水が湧き出て小川になるという武蔵野台地の特性を考慮しない報告書でした。現在は、地下水を含む水循環の挙動がシミュレーションによって解析可能であり、当時、その技術が存在し、駆使していれば、違った報告書になっていたことでしょう。

次に、1961年（昭和36）11月13日、「水資源開発促進法」と「水資源開発公団法」が制定。これに基づき、翌年4月、「利根川水系における水資源開発基本計画」（通称フルプラン、注4）が策定され、5月に、水資源開発公団（現水資源機構）が設立されます。

利根川の水を東京に導水することは、東京の長年の悲願でした（注5）。水資源開発公団は、利根川と荒川を結ぶ武蔵水路と、荒川に秋ヶ瀬取水堰を建設する

こととなり、一方、東京都は、秋ヶ瀬取水堰に隣接する朝霞浄水場と、その浄水場と既存の東村山浄水場を結ぶ連絡管を建設することになります。

さて、オリンピックの年は、前年からの長期渇水が続き、8月には小河内ダムの水が底をつき、50%の取水制限率が課されます。そして突貫工事で竣工した秋ヶ瀬取水堰と朝霞浄水場を稼働させ、荒川の余剰水を東村山浄水場（注6）に送ってオリンピック渇水をしのぐところになります。それは、旧盆の8月15日、オリンピック開催式の約2ヶ月前のことでした。

なお、武蔵水路は、オリンピックには間に合いませんでしたが、翌年通水しています。

#### 参考1 東京都下水道の前身

1932年（昭和7）、東京市は、市域拡大を果たし、自前の「東京都市計画東京市下水道設計」ほかに、東京府が立案した「東京都市計画郊外下水道設計」と町村が独自に立案した下水道計画を引き継ぎます。そして戦前の1945年（昭和20）には、下水道普及率が10%程度でした。

1950年（昭和25）、3種の下水道計画を「東京都区別都市計画下水道」として統合。

オリンピック開催が決定し、汚水処理と浸水対策として下水道整備を促進するために、河川と競合していた区間の分担を明らかにするべく、「東京都市計画河川下水道調査特別委員会」が設置されました。

#### 参考2 東京都の工業用水、川崎市の高度処理下水処理場の誕生

1960年（昭和35）、江東区工業用水道の建設が始まります。川崎市工業用水道に送れること、四半世紀でした。

1961年（昭和36）、神奈川県では最初に下水高度処理を行なう川崎市入江崎下水処理場が運転開始しています。

注1：委員長は、伊藤剛で、2代目建設省河川局治水課長を経験し、建設省土木研究所所長を経験しています。委員には、河川を高速道路敷地にした山田正男がいました。

注2：昭和30年代までの下水道は、河川の下流部にある大都市を中心に、雨水と汚水を同時に収集できる合流式下水道が積極的に整備促進されました。雨水と別系統で汚水を処理する分流式下水道が積極的に整備されるのは、1970年（昭和45）水質汚濁防止法等の公害関係法が整備されてからです。

注3：対象となる中小河川区間は、以下の条件を満たす区間

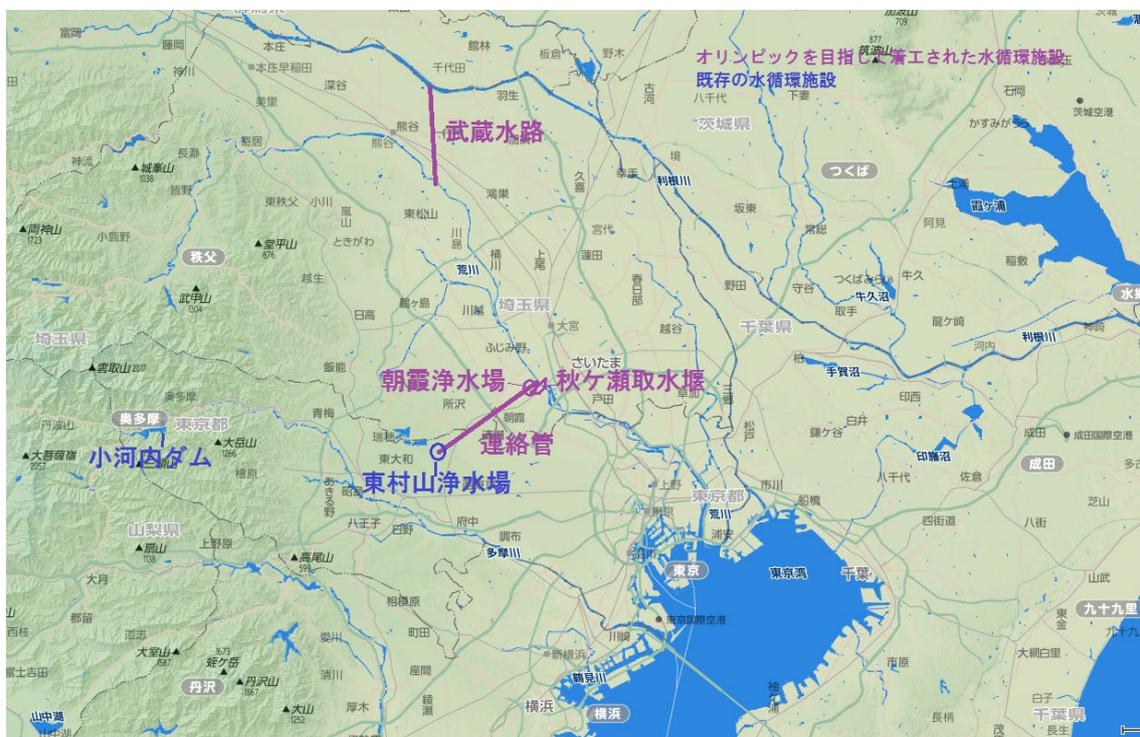
- ①水源を有さない水路
- ②感潮がない水路またはその区間
- ③舟運がない水路またはその区間
- ④下水処理場に自然流化でアクセスできる水路またはその区間

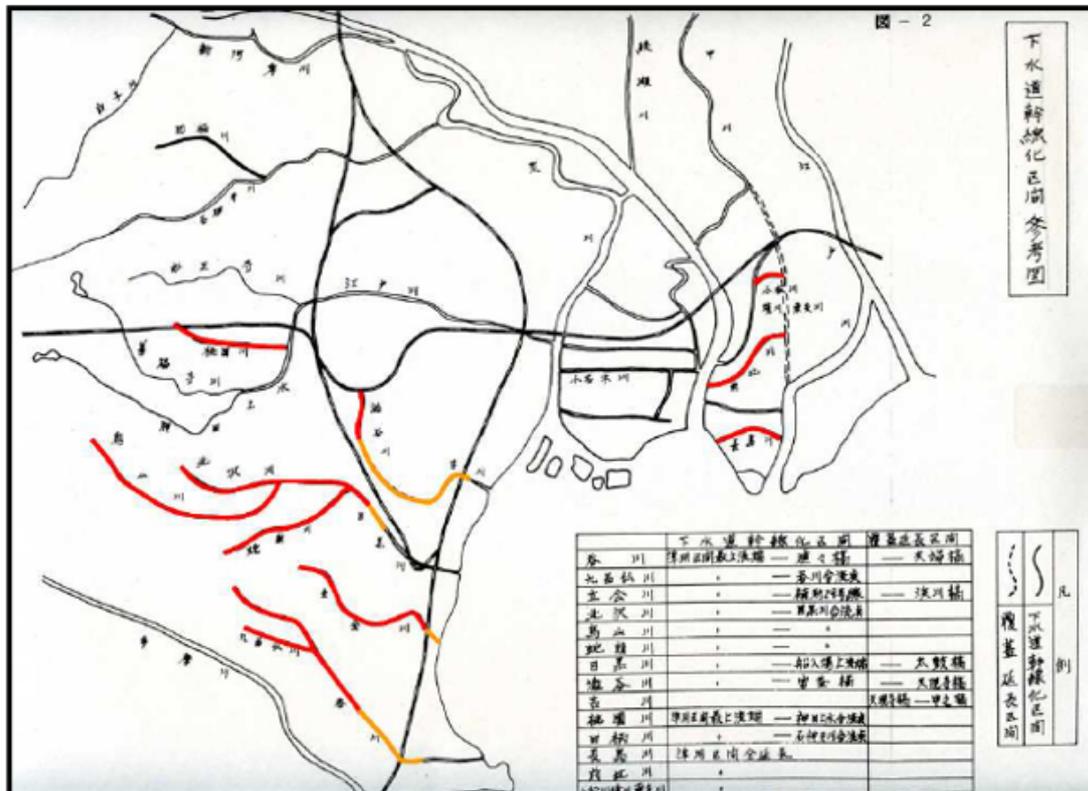
注4：利根川水系フルプランは、1974年（昭和49）に荒川水系も追加され、利根川・荒川水系フルプランとなります。

注5：1926年（大正15年）、東京市議会は、「将来水源ハ、利根川ニ求メラレタシ」と決議しています。それ以来の長年の悲願でした。

注6：東村山浄水場は、1932年（昭和7）策定の第2水道拡張計画において位置づけられ、1960年（昭和35）に完成していました。

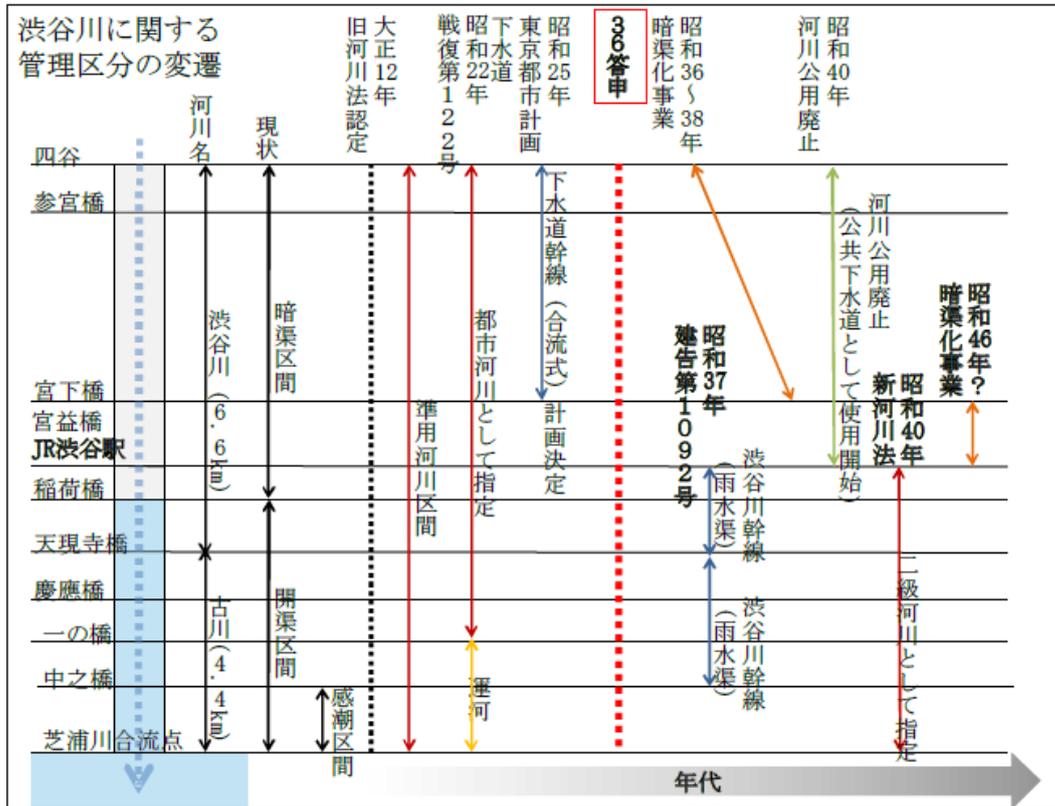
写真は、①下水道となった中小河川、②渋谷川の法的変遷、(①②とも（論文「36 答申における都市河川廃止までの経緯とその思想」（中村晋一郎、沖大幹著）掲載資料）、③オリンピックを目指して着工された水循環施設の概略位置図（Yahoo 水系図に細見加筆）





### 36 答申における暗渠化河川位置図

1. 下水道幹線(暗渠)として利用する河川は次の全部又は部分とする。⇩  
香川・九品仏川・立会川・北沢川・鳥山川・蛇崩川・目黒川・渋谷川・古川・桃園川・長島川・前堰川・小松川・境川・東支川・田柄川。⇩
2. 上記河川の下水道幹線(暗渠)としての利用区間は別紙図面(図 1 赤線部)の区間とし、詳細については技術上、経済的な面から検討のうえ決定すること。⇩
3. 上記区間以外の区域についても、舟運上などから特に必要な部分を除き覆蓋することとし、その区間はおおむね別紙図面(図 1 黄線部)の区間とし、詳細については技術的、経済的な面から検討の上決定すること。⇩



渋谷川における法的変遷